

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 深浦第二風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域（風力発電設備の設置対象外）にある2つの老人福祉施設に近接する道路が工事車両の走行ルートになる場合は、騒音及び振動等の影響について、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 対象事業実施区域周辺には、晴山浄水場、風合瀬浄水場等が存在し、風力発電設備の設置や工事用資材搬出入道路の拡幅工事等により発生した濁水が、これらの水源を含む水環境や水生生物等の動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
また、その影響が海域に到達すると考えられる場合には、海域に生息・生育する動植物について、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 河川の水質について、工事期間だけでなく、運用期間、融雪時についても、数値標高モデル（DEM）を用いた河川解析による安全性評価や水質モニタリングの実施を検討すること。
- 4 水の濁りについて、大船川と小浜館川の間的小河川、追良瀬川のさらに下流部、東股沢を含む吾妻川を調査地点に追加すること。
- 5 対象事業実施区域及びその周辺には、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、干害防備保安林が存在し、これら保安林は水源の涵養や土砂の流出防備などの公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、保安林を避けること。
- 6 対象事業実施区域及びその周辺には、砂防指定地、土砂災害警戒区域、地すべり危険地区が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、地形改変及び施設の存在に係る地形及び地質を環境影響評価項目に選定し、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
また、これらの結果を踏まえ風力発電設備の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

- 7 事業実施に伴う地形改変が周囲の土砂災害を誘発する可能性があることから、地すべり地形の移動体を把握、抽出するための調査を行い、具体的な斜面对策を検討するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて風力発電設備の配置を見直すこと。
- 8 対象事業実施区域及びその周辺には、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）等が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
また、風力発電設備の設置に当たっては、これらの保全地域を避けるとともに、保全地域の樹林から十分離隔すること。
- 9 対象事業実施区域は、ユビナガコウモリの夏期使用（繁殖の可能性あり）コロニーに隣接した広域地域であり、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）においては、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ、モリアブラコウモリといったハイリスク種に相当する重要種が確認されているため、適切にバットストライクに対する予測及び評価を行うとともに、バットストライクに対して効果的な低減措置であるフェザリングの遠隔操作が可能である風力発電設備を選定し、施設稼働時には即時適切にフェザリングシステムが使用できるよう事前に準備すること。
- 10 バットストライクを回避又は極力低減するため、バットストライク調査を適切に行い、専門家に意見聴取した上で、具体的な環境保全措置を検討すること。
なお、北金ヶ沢の洞窟等にはユビナガコウモリのコロニーが存在するため、その利用状況を確認し、必要に応じて、レーダーを用いて出巢後の飛翔方向を把握するとともに、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）においては、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ、モリアブラコウモリといったハイリスク種に相当する重要種が確認されていることから、適切にバットストライクに対する予測及び評価を行い、重大な影響を与えるおそれがある場合には、事後調査に持ち越さず、低減処置、配慮処置などの環境保全措置を講ずること。
- 11 オジロワシ及びオオワシは、汀線に沿って餌を探す行動が見られ、例えば、海風（西風）の場合、汀線を北から南へ移動した後、帰りは段丘の上を北上、あるいは、半島部分を横断すると予想されることから、このことを踏まえて、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、希少猛禽類の帰りルートを遮断しないように、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 12 鳥類の調査について、ガン類、ハクチョウ類は雪解けに合わせて大規模な夜間の渡りを行っていること、また、青森県の奥羽山脈の西側では、フクロウ類、ヨタカ

等、夜間に行動する鳥類が多いことから、適切な時期、時間帯において調査、予測及び評価を行うこと。

13 魚類、底生動物について、大船川と小浜館川の間に位置する小河川及び吾妻川において調査地点を追加すること。

14 風力発電設備の設置を検討している尾根は、植生自然度 10 のヨシ群落と隣接していることから、当該水域に濁水等の影響が及ばないように工事計画を検討するとともに、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これら植生自然度が高い地域を除外すること。

また、対象事業実施区域内には、既存の植生調査からは得られていない学術的に重要な水生植物が分布している可能性があることから、陸生植物だけでなく、水生植物への影響を回避又は極力低減すること。加えて、対象事業実施区域には、植生自然度 9 のチシマザサ-ブナ群団等や植生自然度 8 のブナ-ミズナラ群落等が広範に存在していることから、当該群落について、適切に調査範囲を設定すること。

15 河川の下流部では、植生図調査のみではなく、河口付近まで植物群落及び植物相の調査を行うこと。

16 生態系への影響について、上位性の注目種としてクマタカのみでは、森林、草地の生態系への影響しか抽出できないと考えられる。対象事業実施区域は海が近いことから、海岸、河川等の生態系についても複数の注目種を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

17 他事業による既存及び計画中の風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されるため、対象事業実施区域周辺における他事業の事後調査結果等環境影響評価に関するデータの情報収集を行い、累積的な影響が想定される環境影響評価項目について適切な手法により調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の規模や配置等を検討すること。

18 風力発電設備の配置や対象事業実施区域の絞り込みについては、環境影響評価の重大性の程度を整理した上で、適切に決定すること。

また、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を記載すること。